

福島県信用組合資金金融資制度要綱

1 目的

この制度は、県内信用組合の組合員に対し、長期かつ低利の資金を導入し、資本構成の不均衡を是正するなどの方途を通じ、経営基盤の安定並びに企業体質の強化を図ることを目的とする。

2 方針

- (1) 県は、この制度の適切な運用を図るため財政資金を取扱金融機関に預託する。
- (2) 取扱金融機関は、預託額の2倍を目標として融資を促進するものとする。

3 要領

- (1) 取扱金融機関
県内の信用組合

(2) 融資の対象

県内に事業所を有し、信用組合の組合員である中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。）

(3) 融資の条件

- ① 資金使途
運転資金、設備資金
なお、本制度に係る既存借入金の一本化・借換えができるものとする。

② 融資限度額

運転資金 2,500万円
設備資金 2,500万円
運転資金と設備資金を併用する場合は、2,500万円を限度とする。

③ 融資期間

運転資金 10年以内（うち据置期間1年以内）
設備資金 15年以内（うち据置期間1年以内）

④ 返済方法

分割返済とする。

⑤ 融資利率

信用保証協会の保証付きの場合	年2.5%以内
それ以外の場合	年3.0%以内

⑥ 保証人及び担保

必要により徴する。

⑦ 信用保証料

必要により保証協会の保証付きとする。
(保証付きの場合、責任共有制度対象)

福島県信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 (責任共有保証料率)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保証料率 (政策目的制度)	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%

ただし、福島県信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%、有担保保証は年0.1%それぞれ割引いた料率が適用される。

- (4) 融資取扱期間
隨時

- (5) 融資実績報告
取扱金融機関は、毎月10日までに「福島県信用組合資金融資状況報告書」(様式)により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

4 その他

- (1) 知事が必要と認めたときは融資申込者若しくは融資を受けた者又は取扱金融機関若しくは保証協会に対し、所要の調査を行い又は指示することができるものとする。
- (2) 融資原資については、当該年度の予算の範囲内とする。
- (3) 本資金の融資原資は、当該年度の予算の範囲内で緊急経済対策資金の融資原資に振り替えることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
2 改正前の福島県長期安定資金融資制度要綱(信用組合枠)に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
2 改正前の福島県信用組合資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
2 改正前の福島県信用組合資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
2 改正前の福島県信用組合資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
2 改正前の福島県信用組合資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月28日から施行する。
2 改正前の福島県信用組合資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県信用組合資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県信用組合資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県信用組合資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県信用組合資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県信用組合資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県信用組合資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県信用組合資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県信用組合資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。